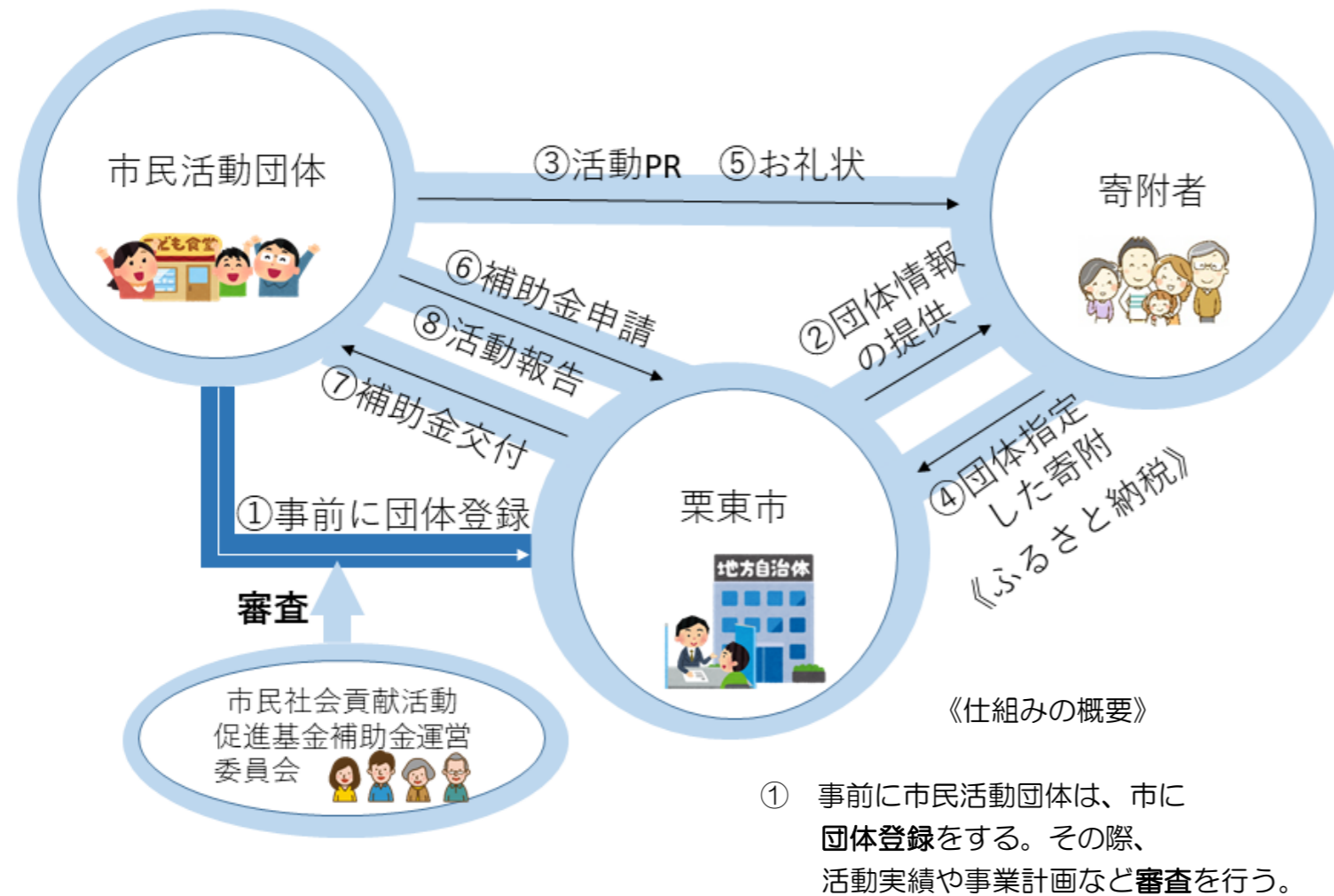


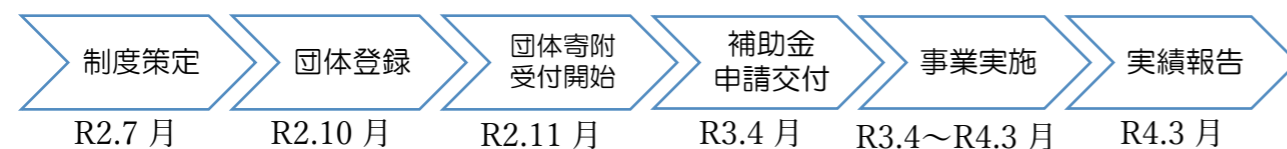
## ふるさと納税を活用した市民活動の支援制度（案）について

◇新しい市民活動団体の資金調達の仕組み～ふるさと納税により寄附者は負担感なく活動を応援～



- ②③市はふるさと納税の使い道の1つとしてHPにて紹介。団体は寄附の呼びかけを行う。
- ④⑤寄附者は、応援したい団体を選び、寄附を行う。団体は市を通じて、寄附者にお礼状を送付。
- ⑥⑦寄附額から事務費を除いた額を限度に、団体は市に対し、補助金申請を行い、市は審査の上、補助金を交付する。
- ⑧ 団体は、事業実施後、活動報告を市に提出する。
- ※ この制度のポイントは、団体が頑張って寄附者に活動をPRすることで、寄附を集め、集めた寄附額を元に補助金として申請できるところと、ふるさと納税を活用することで、寄附者は寄附の負担感を下げられるところです。

### ◇運用スケジュール



### ◇制度策定の背景

- ①「ふるさと納税制度の弾力的な運用による継続的な市民活動支援をしてほしい」という団体からの要望書が平成30年に、議会への請願書が令和2年3月に提出されており、制度化が求められている。
- ②現制度の「元気創造まちづくり事業」は3か年のみの支援であり、市としてはその後の団体との関わり方として、更なる自立支援となり、かつ団体の頑張りを応援できる機能を有する仕組みを検討している。
- ③ふるさと納税の使い道に「市民活動の支援に関する事業」があるが、支援額が最も少なく、使い道の明確化が必要である。

### ◇第4回市民参画等推進委員会（令和2年3月1日）にいただいた意見への制度上の対応

- ①返礼品目的とならないように ⇒ 通常の返礼品のため目的とはならない。市外の方は返礼を受け取ることが可能。
- ②継続した支援ができるように ⇒ 3年の更新制を考へており、定期的な審査は行うが、必要な団体には支援を続ける。
- ③市民活動団体とつながりができるように ⇒ まずは団体からのアプローチで関係づくりが必要。お礼状の工夫は可能。

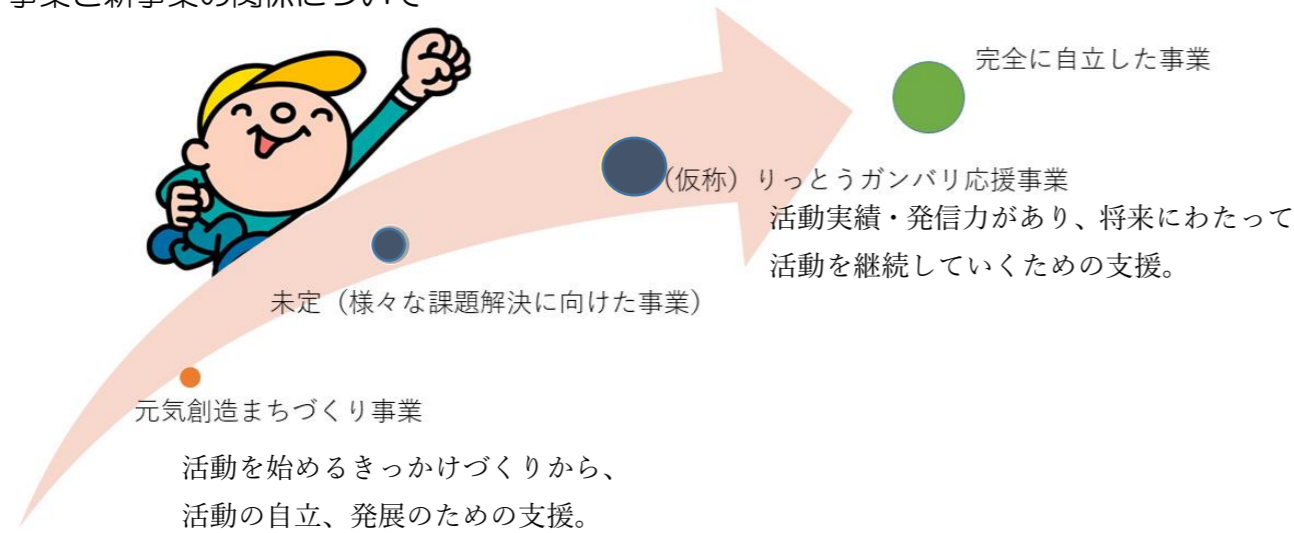
### ◇制度により期待される効果

- ①継続的な市民活動の自立支援が可能となり、連携・ネットワークのきっかけとなる。
- ②市としては、寄附金を原資とすることで、財政負担を抑えながら、活動助成ができる。
- ③団体による積極的な活動PRを促し、活動情報の市民との共有できる機会の充実。
- ④団体を応援する新たな制度によって、団体は支援者を確保するきっかけとなる。

### ◇制度運用後において検討すべき課題

- ①団体の発信力が必要となるため、発信力のない団体への支援の検討。
- ②寄附が1回で終わらず、リピーターになってもらうためのフィードバックの検討。
- ③資金調達以外に課題がある団体に対する支援の追加メニューの検討。  
⇒ 指定なしの寄附金や団体への寄附の事務費分を活用し、追加メニューや研修を検討する。

◇既存事業と新事業の関係について



	元気創造まちづくり事業（既存）	(仮称)りっとうガンバリ応援事業(新規)
制度の目的	市民活動団体が、地域活性化や地域課題解決を目的に自主的に取り組むまちづくり事業に対する支援。	
対象団体	市民活動団体	支援対象団体として登録された市民活動団体
手続方法	事業実施の前年度に、申請、審査を経て採択事業を決定（3か年を限度）。	事業実施の前年度までに、団体登録申請、審査を経て、団体登録（3年更新）。
財源	一般財源（税金）	ふるさとりっとう応援寄附金（寄附金）
補助金額	対象経費の4分の3（上限20万円）	団体指定の寄附額から事務費（2割、返礼ありの場合+3割）引いた額
対象事業	●広く市民やまちのためになるオープンな活動Ⅰ.活動の公益性、Ⅱ.活動の創造性、Ⅲ.活動の発展・可能性、Ⅳ.活動の実現性、Ⅴ.費用の妥当性から総合的に判断し決定された事業。	●活動実績と事業計画により、継続的な活動Ⅰ.活動の高い公益性、Ⅱ.活動の創造性、Ⅲ.活動の発展性、Ⅳ.発信力と自立への取り組み、Ⅴ.費用の妥当性から総合的に判断し団体登録されている事業。
審査方法	公開プレゼンテーションによる審査	団体登録時点で、ヒアリングによる審査 補助金申請時に、書類審査

◇団体登録審査

9月1日～30日  
自治振興課との事前協議（事業説明、書類により登録要件の確認、審査方法の説明）

10月11日  
市民社会貢献活動促進基金補助金運営委員会によるヒヤリング審査

◇審査基準について

Ⅰ.活動の高い公益性、Ⅱ.活動の創造性、Ⅲ.活動の発展性、Ⅳ.発信力と自立への取り組み、Ⅴ.費用の妥当性の5つの基準における、具体的14項目のそれぞれの配点の範囲で採点し、その合計点（50点満点）により審査。各項目平均2点以上、合計平均35点以上を認定とする。

審査基準	概要	具体的項目	配点
Ⅰ.活動の高い公益性	地域社会をより住みよく、暮らしやすくすることに大きな役割を果たしているか。また、それは公益性の高い活動か。	①地域社会をより住みよく、暮らしやすくする取り組みか。	2
		②多くの市民の利益につながるか。	3
		③多くの市民が賛同できる活動か。	5
Ⅱ.活動の創造性	時代状況に応じた新しい分野に取り組み、問題を解決するための工夫やアイデアがある活動か。	④時代状況に応じた新しい分野に取り組むものか。	3
		⑤問題を解決するための工夫やアイデアがある活動か。	5
Ⅲ.活動の発展性	様々な活動に広がる可能性を持つ計画か。また、将来にわたり、継続的に活動の水準を高め、幅広い活動にしていこうとする計画となっているか。	⑥より多くの市民等を巻き込み、発展する可能性があるか。	3
		⑦将来にわたり、継続的に活動の水準を高められる計画か。	5
		⑧他の団体との連携・協力等幅広い活動にしていこうとする計画か。	5
Ⅳ.発信力と自立への取り組み	参加者や賛同者、事業の担い手を増やすような共感と信頼を得られる情報発信を行っているか。また、事業の自立に向けて取り組んでいるか。	⑨団体や事業に関する情報を積極的に、わかりやすく発信しているか。	5
		⑩当該補助金以外に、財源の確保に取り組もうとしているか。	3
		⑪寄附目標額に向けた取り組みの目標額の達成可能性。	3
Ⅴ.費用の妥当性	活動の内容に見合った経費見積もりができていないか。また、助成の効果がよく認められるものか。	⑫活動の内容に見合った経費見積もりができていないか。	3
		⑬助成の効果がよく認められるものか。	3
		⑭既に完全に自立できた事業となっていないか。	2

※①、⑭については、満たしているか否かという項目であるため、2点満点とした。  
③、⑤、⑦、⑧、⑨については、特に審査をお願いしたい項目であるため、5点満点とした。